

**看護職就業者数の動向に関する研究**  
～「厚生省報告例」（就業届件数）にみる就業動向～

日本看護協会調査研究室

奥 村 元 子

## I はじめに

1990年代にかけて社会問題としての広がりをもつにいたったわが国の看護マンパワーの不足・偏在は、一向に根本的な解決の糸口を見いだせない状況にある。従来看護職については、比較的若年で結婚・出産・育児等の私生活上のイベントを契機に労働市場から退いていく者が多いといわれてきた。しかしながら、看護職の就業構造についてこれを実証的に把握しようと試み、なおかつこれに成果をおさめたといえる研究は、草刈<sup>1)</sup>などごく少数を数えるのみで、データの整備・研究の蓄積が急がれる。

看護職の養成数（新規就業者数）は年々拡大を続けている。その一方で、本会調査などによれば、結婚・出産を経て就業しつづける看護職の増加も認められ、看護職として就業する者の総数はこの20年間に約2.7倍になっている。実際に就業している看護職についての年齢構成の分析はしばしば行われるが、年齢構成の変化のみにとらわれて、「近年若年層の就業者が減少している」といった、誤った解釈がなされる例<sup>2)</sup>がみられ、これに類する誤りの危険性については留意する必要がある。

本稿では、看護職の就業構造、とくに看護労働市場定着性についてのひとつの指標として、就業届件数（「衛生行政業務報告（厚生省報告例）」による）から、出生年齢集団（コーホート）ごとに就業者数を経年的に追跡することを試みた。あるコーホートを追跡する手法によって、看護職が20代で就業を開始し、年齢にともなって就業をやめ、あるいは再就業している状況を明らかにすることができる。

## II 分析方法

ここで扱う看護職の「就業届」とは、保健婦助産婦看護婦法第33条（氏名・住所等の届け出義務）「業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦または准看護婦は、省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない」に基づいて提出されるものである。現在は2年ごとの届け出であるが、1982年までは毎年届け出ることになっていた。提出された就業届は各地の保健所から都道府県を経て厚生省大臣官房統計情報部がとりまとめ、約1年半後に「衛生行政業務報告（厚生省報告例）」として刊行される。本稿では、「衛生行政業務報告（厚生省報告例）」の1970（昭和45）年版から1990（平成2）年版までを対象として、就業者数の分析を行った。

「衛生行政業務報告（厚生省報告例）」では、就業届件数（就業者数）が、職種別に、年齢階層・就業

場所によって集計されている。この間年齢階層区分に若干の変更があったが、分析上とくに問題を生じるものではなかった。

なお、わが国の看護職就業者数についての公式な統計は、厚生省健康政策局看護課によりとりまとめられる。厚生省看護課による就業者数は、就業届件数を医療機関からの就業者数の報告（毎年の「病院報告」など）によって補正したものである。また、就業者数は職種ごとに就業場所別に集計されているが、年齢階層別の就業者数については、就業者総数に定める構成比のみが示される<sup>3)</sup>。しかし残念ながら、その公表は「衛生行政業務報告」より1年ないし2年遅く、直近の状況がわからないという欠点がある。そのため、本稿では「衛生行政業務報告」による数値をもちいることとする。

本稿での分析手法の原則は、1970年時点で20歳代であった者は、1980年時点では30歳代に、1990年時点では40歳代になる、という事実に加える。出生年によって5歳ごとに分けた出生年齢集団（コーホート）を単位として、5年ごとに当該コーホートの就業者数の推移を追跡する。

### Ⅲ 看護職就業者数の推移

〈図1〉は、1970年から1990年にいたるわが国の看護婦（士）准看護婦（士）就業者数の推移である。この20年間に、就業者総数は273,572人から745,301人へ、約2.7倍の著しい増加を見せた。年齢構成では10代就業者比率の著しい低下（1970年11.1%から1990年0.7%へ）、および20代就業者比率の相対的な低下（1970年45.4%、1980年46.0%から1990年38.4%へ）がみられる。しかしながら、新規就業者数が拡大するなか、20代就業者比率の低下が20代就業者実数の減少を意味するものではないことは、改めて言うまでもない。

図中、1970年時点で20歳代であった世代が、その後1980年時点で30歳代、1990年時点で40歳代となる過程での、20年間の就業者数の推移に注目したい。それぞれの時点での就業者数は、以下のとおりである。

1970年時点（20歳代）	124,275人
1980年時点（30歳代）	115,364人
1990年時点（40歳代）	147,702人

このように、20歳代から30歳代にかけて進学・一時離職等により減少していた就業者数が、40歳代で回復し20歳代を上回る就業者数を示している。そこで、より詳細に就業者数の推移をみるため、5歳ごとのコーホートによる分析を試みる。

〈図2①～③〉は、就業届数から、5歳ごとのコーホート別に、5年ごとの就業者数の推移を示したものである。以下、①、②、③の順に、図に即して解説する。

図1 看護婦(士)・准看護婦(士)就業者数の推移(1970~90・年齢階層別)  
~厚生省報告例による~

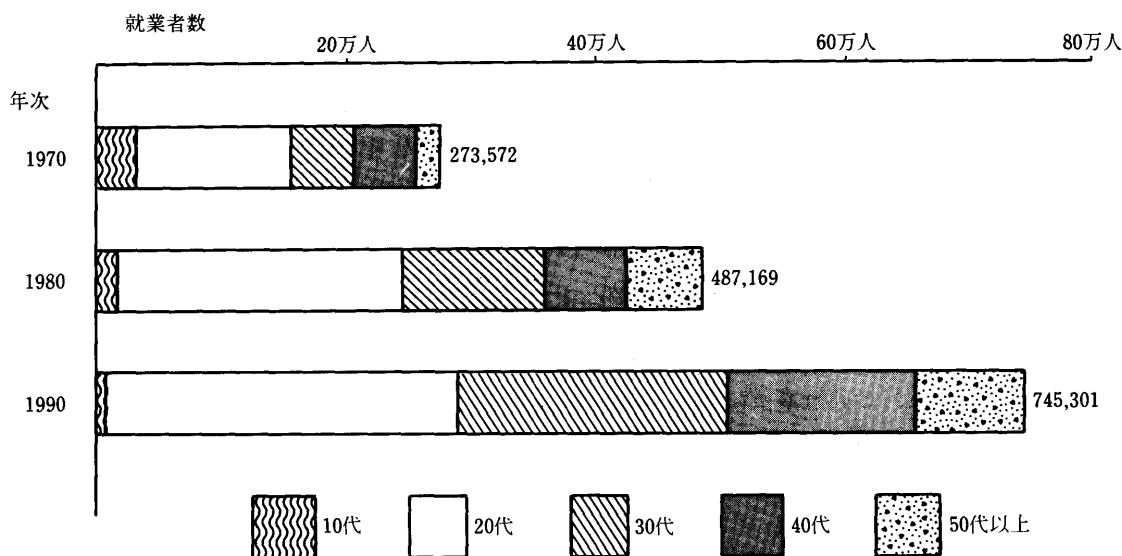
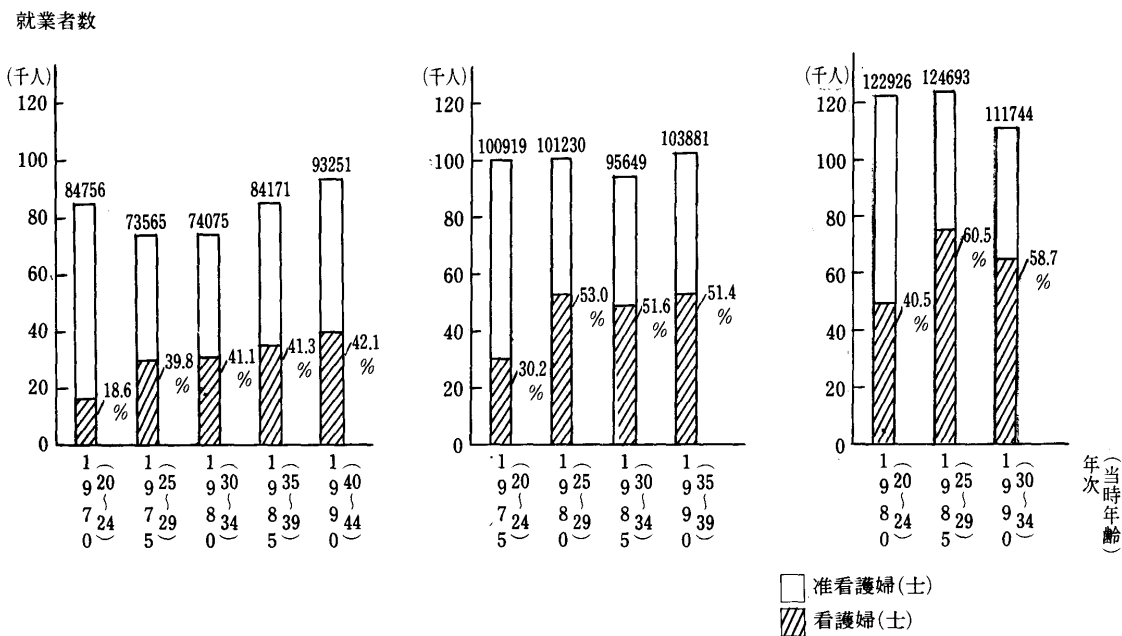


図2 看護婦(士)・准看護婦(士)就業者数のコーホート別推移(1970~90)  
~厚生省報告例による~

- ① 1946~50年出生コーホート      ② 1951~55年出生コーホート      ③ 1956~60年出生コーホート



※1985年については推計値である。なお、「%」は、就業者に占める看護婦(士)比率を示す。

①1946～50年出生コーホート

1990年末現在、1946年から50年の5年間に出生した者の年齢は、40歳から44歳である。1970年時点では、この集団は20～24歳で、看護婦（士）・准看護婦（士）をあわせ84,756人が就業していた。5年後の1975年時点では、この集団は25～29歳となり、就業者数は5年間で1万人強減少して73,565人となった。この時点での就業者数を20～24歳のときの就業者数と比較すると、約13.2%の減少である。さらに5年後の1980年時点では、この集団は30～34歳となり、就業者数は5年前と大差なく74,075人であった。さらに5年を経て、1985年時点では、この集団は35～39歳となり、就業者数は1970年時点での就業者数を上回る84,171人、1990年時点では就業者数は93,251人となり、1985年時点の就業者数をも上回ったのである。就業者総数の推移からは20歳代後半から30歳代前半にかけて一時労働市場を退いていた者が、30歳代以降に徐々に復職してきたことが読み取れる。このコーホートにおける就業者数のおちこみの底（ボトム）は25～29歳時点であった。

なお、資格別構成比についても、20代前半から後半にかけては主として進学によるとみられる准看護婦（士）比率の減少と看護婦（士）比率の上昇が認められる。ただし、資格別構成比はそもそもの看護婦（士）・准看護婦（士）養成比率、および進学による准看護婦（士）から看護婦（士）への移動と同時に、資格による就業継続・離職・復職状況の相違の結果としてあらわれる。したがって、看護婦（士）比率の上昇を単に進学によるものと解釈することは危険である。

②1951～55年出生コーホート

1990年末現在、1951年から55年の5年間に出生した者の年齢は、35歳から39歳である。このコーホートでは、就業者数は20代後半ではむしろ増加し30代前半ではじめて減少するが、その減少数は①のコーホートより少なく5,000人あまり。20～24歳のときの就業者数と比較すると約5.2%の減少で、①のコーホートよりも減少率が低い。また、就業者数のおちこみの底（ボトム）は30～34歳時点となり、その5年後には就業者数が回復している。このことから、労働市場から一時退く時期（年齢）そのものが遅くなり、また離職してから復職するまでの期間が短くなっていると推測される。資格別構成比では、①のコーホートと比較して20～24歳時点で看護婦（士）資格者の比率が高く（①では18.6%、②では30.2%）、その後の看護婦（士）比率もより高く推移している。

③1956～60年出生コーホート

1990年末現在、1956年から60年の5年間に出生した者の年齢は、30歳から34歳である。このコーホートでは、②のコーホートと同様、就業者数は20歳代後半にかけてむしろ増加し、30歳代前半にかけてはじめて減少がみられる。しかしながら、このコーホートでは30歳代前半にかけての減少数は約13,000人で、20～24歳のときの就業者数と比較すると約10.5%の減少である。この値は①のコーホートよりは低いが、②のコーホートよりも高い。このコーホートの今後の就業者数の回復状況が注目される。資格別構成比では、②のコーホートよりも20～24歳時点で看護婦（士）資格者の比率がさらに高く、その後の看護婦（士）比率もより高く推移している。

20～24歳という看護職として就業後まもない年齢時点での就業者数は、有資格者総数にかなり近いものと解釈できる。上述のコホートごとの就業者分析の結果、就業者数は年齢の上昇にともなっていくつたんは減少するものの、30代後半以降の復職により、20～24歳時点の就業者数を回復し、またはこれを上回る就業者数を示していることが明らかになった。就業者数でみるかぎり、看護職員の看護労働市場定着性は高いといえる。「職場をやめた」としても、看護職としての仕事自体をやめるというより、職場を移動しつつ、看護職としての仕事を続けているのである。この結果は、わが国の看護マンパワー問題を考える上で、関係者が共有すべき重要な事実である。

なお、就業者数のおちこみの時期は、1950年代以降に生まれた層では30代前半となり、それ以前の世代より遅くなっている。わが国の女性一般にみられる晩婚化傾向と軌を一にするものとして注目される。

## IV おわりに

ただし、この分析方法にも技法上の限界がある。たとえば1946年生まれのは、1970年時点では24歳である。20歳前後に看護職として就業を開始したとして、24歳までの数年間に看護職としての仕事をやめてしまった者は、このコホートの20～24歳時点での就業者数にあらわれてこない。したがって、20～24歳時点での就業者数は有資格者総数に近いと推測されるものの、有資格者総数よりもかなり少ないとみることができる。また、②、③のコホートでみられた、25～29歳時点のほうが就業者数が多いという事実については、20～24歳時点で准看護婦（士）から看護婦（士）への進学課程に在学中で就業していなかった者が25歳以降に就業してきたことが原因と考えられ、その意味でも20～24歳時点での就業者数はそのコホートの最大就業者数を示すものではない。そのような制約のもとでの数値であることに留意されたい。

一方、資格ごとの就業者数の増減が、単に離職・復職だけでなく進学による変動としても起こることはすでにのべた。准看護婦（士）から看護婦（士）への進学は年齢を問わず起こりうるとすれば、この方法によって資格別の就業者数の推移を追跡したとしても、資格による就業継続・離職・復職状況の相違を明らかにすることはできない。この点を解明するためには、また別の手法が必要になろう。

以上、のべてきたようなマクロレベルでの看護職就業者に関する基礎的なデータは、マンパワー問題を議論する上での共通の認識として、関係者に共有される必要がある。とくに、マンパワー問題への対応策として、行政サイドは、有資格者で現在看護婦として就業していない、いわゆる「潜在看護婦<sup>4)</sup>」の再就業促進をあげている。しかしながら、有資格者すべての年齢構成、および准看護婦（士）と看護婦（士）資格の重複に関するデータが明らかにされないかぎり、潜在看護婦の総数、年齢構成、資格別構成の一切について、我々は事態を正確に把握できず、したがって有効な政策決定に向けての議論もな

しえないのである。本稿はこのような現状において、人手可能な資料に基づいて試みた、いわば「改善の策」である。行政サイドには既存のデータの整備と公表、およびデータ収集方法の改善を望むものである。

(注)

- 1) 「日本における看護婦の就業率に関する考察～厚生行政基礎調査からみた最近の動向～」, 草刈淳子, 他 病院管理 26(1), 1989
- 2) 「現代医療の底流の分析③～看護職はどこでどう働いているのか～」, 高木安雄, 医療 '92 vol.8 No.3 1992
- 3) 「看護関係統計資料集」厚生省健康政策局看護課編, 日本看護協会出版会

注意すべきは、厚生省看護課による公式な就業者数が、就業届件数とくいちがう（就業届のほうが少ない）点である。その原因については、看護職個人の就業届のだし忘れ、医療機関側の就業者数の水増し申告、パートタイマー、短期就業の看護職があえて就業届をださない一方で医療機関側は就業者として報告するなどが考えられる（ただし、多くの場合就業届は看護職の勤務する医療機関などが一括して所轄の保健所に提出しており、看護職個人レベルでの出し忘れというケースは少ないと考えられる）。

- 4) いわゆる潜在看護職、つまり労働市場を退いて家庭で無職の状態にある者、または看護以外の職業についている者が現実何人であるかについては、数十万人から100万人と諸説がある。しかしながら、各免許の交付数は把握可能だが、看護婦（士）免許と准看護婦（士）免許の重複所持者の把握が難しく、また今後看護職として就業する意志がまったくない者や、死亡等で就業不可能な者を全国的に把握することもできない。このため、「潜在看護職員数」の算出は、きわめて困難な作業となる。

看護有資格者の就業状況については、1991年度、厚生省による2つのデータが公表されている。ひとつは、1990年厚生省内に設置された「保健医療・福祉マンパワー対策本部」が1991年3月に発表した中間報告である。中間報告は、看護有資格者の就業状況について、以下のようにのべている。

「看護職員の免許公布者数は約152万7千人であるが、准看護婦から看護婦に進学した者の重複や死亡率を考慮すると約123万人の免許取得者がいると推計される。平成元年の看護職員数は約80万2千人であり、推定就業率は65%、看護業務についていない潜在有資格者は約43万人（35%）と推計される。」

いまひとつは、同年6月に刊行された「平成元年国民生活基礎調査」報告書（第1巻）において示された「看護婦等の就業状況」である。同調査はサンプルによるもの（世帯単位で全国から無作為抽出されたサンプルへの調査）であり、報告書に示された数値は推計値である。同報告書によれば、看護有資格者総数は79万4千人、うち57万4千人（72.3%）が看護業務に従事し、5万6千人（7.1%）がその他の業務に従事、働いていない者が16万4千人（20.7%）である。これによると看護業務につ

いていない潜在有資格者は22万人（27.8%）となる。本会調査研究室が厚生省統計情報部に確認したところによれば、この調査では対象が世帯単位でサンプリングされるため、寮住いの看護職は対象にならず、結果に偏りが生じ得るとのことである。

しかしながら、常識的には、出産・育児・子育て・老親の世話等で離職中の看護職は、世帯単位のサンプリングによってより多く把握されるであろうと考えられ、後者の調査結果のほうがより潜在有資格者比率が高くなるのではないか。にもかかわらず、前者の推計による潜在有資格者の比率（35%）のほうが後者によるもの（27.8%）を大きく上回り、常識と矛盾する結果となっている。同じ時期に厚生省が発表した2つのデータにこのようなくいちがいが見られることから、潜在有資格者数の把握の困難さがうかがえる。

なお、「平成元（1989）年国民生活基礎調査」の結果をその前身である「昭和58（1983）年厚生行政基礎調査」と比較すると、看護業務に従事している者の比率が65.7%（1983年）から72.3%（1989年）へと増加、看護以外の業務に従事する者、および働いていない者の比率は11.5%から7.1%へ、22.8%から20.7%へとそれぞれ低下している。このデータを見るかぎり、潜在化している看護職の比率が低下したといえるだろう。

最後に、国民生活基礎調査では回答者に対して免許種類の記載を求めており、資格別のデータが存在するはずであるにもかかわらず、報告書ではその集計結果を公表していない。資格別就業状況は、今後の看護職養成制度を議論するうえでも重要なデータであり、早急にもその公表を求めたい。